

## 公営住宅の入居者募集

定住促進課

受付期間	1月6日(火)～同月16日(金)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	4戸
お申し込みに必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入居申込書</li> <li>2. 住宅等状況申告書</li> <li>3. 所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など)</li> <li>4. 地方税の滞納がないことを証明する書類(今年1月1日現在町内に住所があった方は同意書で可)</li> <li>5. 世帯全員分の住民票(町外の方のみ、本籍地表示は不要)</li> <li>6. その他必要と認める書類</li> <li>7. 印鑑</li> </ol> <p>※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。 ※3、4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。</p>

### ●公営住宅

募集団地	場 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
① 北団地A3 3LDK (70.16㎡)	北町3丁目11番	・1戸(1階) ・22,400円～ 58,900円	・平成4年 ・セラミックブロック造り2階建て ・物置付き、駐車場1台 ・ペットは認められません	・ガス調理器、灯油暖房機(FF)は各自 ・自治会管理の共同灯、ポンプ電気代、冬期除雪費用は別途
② 清流東団地A4 3LDK (70.6㎡)	西町1丁目20番	・1戸(1階) ・21,600円～ 40,500円	・平成元年 ・セラミックブロック造り2階建て ・ユニットバス付き ・物置付き、駐車場1台 ・ペットは認められません	・ガス調理器、灯油暖房機(煙突式)は各自 ・自治会管理の共同灯、ポンプ電気代、冬期除雪費は別途

入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方 ※ただし、一定の要件(60歳以上等)に該当する場合に限り単身での入居が可能な場合もあります。 ※上記団地①②は原則4人以上</li> <li>2. 税金等の滞納がない方</li> <li>3. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下 ※ただし次のいずれかの要件に該当する場合は月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。 ・1956(昭和31)年4月1日以前に生まれた方で、かつ同居者のいずれもが同年4月1日以前生まれ、または18歳未満の方がいる場合 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から2級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 ・ハンセン病療養者の方がいる場合</li> </ol>

### ●特定公共賃貸住宅

募集団地	場 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
③ 南団地B1 3LDK (80.9㎡)	南町1丁目7番	・1戸(2階) ・51,500円～ 90,900円	・平成9年 ・鉄筋コンクリート造り2階建て ・物置付き、駐車場1台 ・ペットは認められません	・調理器(LPガス)、暖房機(灯油FF)は各自 ・自治会管理の共同灯、ポンプ電気代、除雪費用は別途
④ 南団地B2 3LDK (80.9㎡)	南町1丁目7番	・1戸(2階) ・52,200円～ 94,400円	・平成10年 ・鉄筋コンクリート造り2階建て ・物置付き、駐車場1台 ・ペットは認められません	・調理器(LPガス)、暖房機(灯油FF)は各自 ・自治会管理の共同灯、ポンプ電気代、除雪費用は別途

入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同居する親族が原則4人以上いる方</li> <li>2. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方(※詳細は要問い合わせ)</li> </ol>

そ の 他 / 入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合には入居することはできません。

選考方法 / 公営住宅等入居者選考委員会を開催して入居者を決定します。

入居期限 / 1月末日(※期限までの入居が要件)

敷 金 / 家賃の3ヵ月分

連帯保証人 / 入居者と同程度以上の所得金額のある方2人(※保証人2人がいない場合は入居取り消し)

お問い合わせ / 定住促進課住まい室 ☎ 82-2111 (内線115、116)

心当たりのある方は2月末日までに滞納額を完納することをお勧めします。

お問い合わせは役場税務課収納室 ☎ 役場内線121、122

### 振り込め詐欺と迷惑電話の防止 機器モニター募集

旭川東警察署

振り込め詐欺の被害を防止するため、警察では振り込め詐欺被害を防止する迷惑電話チェッカーを無料モニターとして提供することになりました。

自宅の電話に付け加えると、掛かってくる電話の危険度を判定して表示板のランプと音声ガイドで注意を知らせてくれます。お年寄り世帯、子どもだけが自宅で留守番をしている時など、見知らぬ相手からの電話に出る前に注意を喚起することができます。

北海道警察と事業者が提携して被害防止対策のモニター提供をすることになりました。平成28年9月までは月額基本料金なしで利用できます(その後も継続利用を希望する場合は有料契約が必要)。

利用するためには、ナンバーディスプレイサービスの契約、アンケート協力、機器返却時に配送料の自己負担が必要です。詳しくは旭川東警察署生活安全係 ☎ (代) 34-0110

### 「家庭での冬期節電のお願い」

北海道電力

北海道電力(ほくでん)は、今冬3月31日(火)までの「平日午前8時から午後9時まで」の時間帯の節電にご協力をお願いしています。冬期間は夜間も電力需要が高い水準です。他の時間帯でも可能な範囲で節電にご協力ください。

ご家庭の電気使用は、冬の午後7時に平均約千ワットの電力を使用しています。このうち照明器具、冷蔵庫、テレビで4割以上を占めています。外出時には、普段お使いの電気製品の主スイッチをこまめに切り、待機電力の削減にもご協力ください。

ほくでんホームページの「でき予報」でピーク時供給電力、予想最大電力の供給状況をお知らせしています(翌日の予報は毎日午後6時ごろに公表しています)。

ほくでんに携帯電話、自宅パソコンなどのメールアドレスを登録いただくと、万一電力の供給状況が非常に厳しい見通しとなる場合(供給準備率が3%を下回る場合)、緊急の節電をお願いする「需給ひっ迫のお知らせメール」を配信します。

携帯電話からの登録は [http://www.hepco.co.jp/m/s/horage\\_info/](http://www.hepco.co.jp/m/s/horage_info/) パソコン・スマートフォンからは

[http://www.hepco.co.jp/shorage\\_info/](http://www.hepco.co.jp/shorage_info/)

お問い合わせは旭川支店お客さまセンター ☎ 23-1121

### 復興特別所得税の記載漏れに注意ください

国税庁・税務署

還付申告の方を含め、税の申告をすすめる方は「復興特別所

### 「社協だより」

温かい善意ありがとう

ご報告

昨年11月16日から12月15日までに社会福祉事業にご寄付をいただきました方は次のとおりです。

《ご香典の返礼にかえて》

2東区 西田 孝志様  
1110区 中西 敏子様  
東町2丁目 柳澤みつ子様  
東町2丁目 江口 正信様  
南町2丁目 清水 聖一様  
岩田 薫様

「このご相談」をご利用ください

日々の生活で困っていること、悩みごとをご相談ください。随時お受けします。事前にご連絡ください。(☎82-7505) 今月の相談員は次のとおりです。

馬場 猛

## 各種大会成績

【バレーボール】  
◆東川町バレーボール協会主催第3回スーパー5!バレーボール東川大会(昨年12月7日・東川小)



③東川ジュニア  
◆東川町バレーボール協会主催2014スーパーリーグ・バレーボール東川大会(昨年11月16日・東川小、旭川市永山南小、同神楽岡小)  
▼S2リーグ ③東川ジュニア

【フットサル】  
◆第26回全道ユース(U-15)フットサル大会兼第20回全日本ユース(U-15)フットサル大会北海道予選決勝ラウンド(昨年12月7日・土

幌町総合研修センター体育館)  
▼決勝 伊達中5(2-3)-4コンサ旭川(得点)櫛部2、阿部、田淵  
※コンサ旭川は準優勝し、北海道地区第2代表として全日本ユース大会(1月10-12日、愛知県豊田市)に出場

【バドミントン】  
◆第34回東川町郵便局杯バドミントン大会(昨年12月6日・東川中)  
▼男子Aブロック ①宮内、金澤②三浦、鶴浦  
▼同B ①鳥本、岩佐②澤田、藤森  
▼同C ①寺田、清水②吉田、佐竹  
▼同D ①庄内、西山②高柳、遠藤  
▼同E ①松尾、松田②杉本、眞鍋  
▼同F ①坂東、長谷川②相原、丸谷  
▼女子A ①  
▼女子Aブロック ①平田、岩崎②田中、蟹谷  
▼同B ①渡辺、渡辺②岩田、金澤  
▼同C ①小林、小林②佐藤、石井  
▼同D ①井手、加野②岡野、藤井  
▼同E ①青山、錦川②岩谷、酒井

得税額」欄への記載が必要です。平成25年分から同49年分まで、復興特別所得税(原則各年分所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告、納付することとなっております。確定申告書の作成は、「復興特別所得税額」欄に記載漏れのないようにご注意ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

ださい。画面の案内に従って金額等を入力すると税額などを自動的に計算し、計算誤りのない申告書を作成することができます。